

水田活用の直接支払交付金の見直し内容について

～連作障害を回避する取組に関する考え方～

国は、令和9年度以降、作物ごとの生産性向上等への支援を検討しているため、水田機能の確認を目的とした「5年水張りの要件」、いわゆる**5年水張りルール**を**変更**しました。

現行の「水張りルール」を変更とは？

 変更前ルール	 変更後ルール
令和4年～8年度の間に行うこと	
・水稲の作付 または ・1か月以上の水張り かつ 連作障害により収量低下 の発生が確認されないこと	・水稲の作付 または ・1か月以上の水張り または 連作障害回避の取組

注1 国は令和9年度以降「5年水張りの要件は求めない」こととし、令和7、8年度は、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とすることとしています。

注2 令和4～6年度に水稲の作付または1か月以上の水張りに取り組んだ場合は、令和7年度または令和8年度において水張りまたは連作障害の取組は必須ではありません。

注3 1か月以上の水張りを実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととしています。



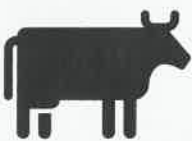
つまり、今までのルールでは、水張りと連作障害を回避する取組を両方しないといけなかったけど、**ルール変更で、水張りを行うか、連作障害を回避する取組、どちらかを行えばいいんだね！**

そのとおり！ですが、連作障害を回避する取組について、**具体的な例を国は示していない**ので、次のページを参考にしてみてください！



県で想定する具体的な資材や品種等の例は、以下のとおりです。



国が示す例	県で想定する具体的な資材や品種等の例
① 土壌改良資材の施用	石灰、ようりん、ケイカル、ゼオライト など 
② 有機物の施用	堆肥、もみ殻、米ぬか、ふすま、魚かす、油かす、稲わら など 
③ 土壌に係る薬剤散布	石灰窒素、クロルピクリン、D-D、MITCなどの成分を含む土壌消毒剤、連作で問題となる難防除雑草に効果の高い除草剤 など 
④ 後作緑肥の作付	大麦、ライ麦、ソルガム、ヘアリーベッチ、マリーゴールド など 
⑤ 病害虫抵抗性品種の作付	連作により発生が助長される各種土壌伝染性病害虫の被害を軽減する品種(オオムギ縞萎縮病抵抗性品種「ニューサチホゴールデン」) など 

※その他、地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組も含まれます。



これから投入しようと考えている資材が、土壌改良資材に該当するのかわかっています。何か判断材料になる根拠はありますか？

土壌改良資材には、地力増進法施行令で定められた12種類の資材のほか、肥料取締法の適用を受けるものなどがあります。

全国土壌改良資材協議会HPを参考にいただき、土壌の保水性や透水性の改善など、効果が見込まれるものを利用してください。



全国土壌改良
資材協議会HP



有機物の施用は、どのくらいほ場に投入すればいいのか、判断基準はありますか？

品目や土壌など、地域の実情に合わせた施用が必要なので、**栃木県施肥基準**を参考にしてください。

例えば秋冬ねぎの場合、稲わら牛ふん堆肥を10a当たり1.5トン施用することが望ましく、堆肥に含まれる窒素・りん酸・加里の成分を、元肥から差し引く必要があります。

	右記元肥から 差し引く堆肥成分	(kg/10a)			
		元肥	追肥①	追肥②	追肥③
窒素(N)	1.5	5	5	5	5
りん酸(P ₂ O ₅)	4.4	10	10	—	—
加里(K ₂ O)	7.2	8	8	—	—



栃木県施肥基準HP



土壌に係る薬剤散布や、後作緑肥、病害虫抵抗性品種を作付する際、現場で気をつける点はありますか？

土壌に係る薬剤については、**栃木県農業総合研究センターHP**に掲載されている**防除指針**に基づきながら、適切に使用してください。

また、緑肥とは、メーカーカタログや**農研機構緑肥利用マニュアル**等で緑肥用としての効果が明示されているもの、病害虫抵抗性品種とは、メーカーカタログや品種育成機関の資料等で、土壌伝染性病害虫の被害軽減効果が明記されているものを使用してください。



県農作物等
病害虫雑草
防除指針HP



農研機構
緑肥利用
マニュアル



令和8年産に向け対応したいと思いますが、**証拠書類**などは地域農業再生協議会に提出する必要がありますか？

現在想定している、連作障害を回避する取組の実施を証明する証拠書類は以下の通りです。



<想定している証拠書類>

- ・ 農業者が作成する作業日誌や栽培管理記録簿、写真(圃場、時期が特定できるもの)等
- ・ 当該作業に用いた資材の入手状況が分かる購入伝票等
- ・ 交付申請書様式第1号Aの「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」の欄にチェックマークがあれば、令和7年度又は8年度に求める土づくり等の「連作障害を回避する取組」を実施したものとみなします

その他、わからないことなどがあれば、県再生協や農地を所有する市町の地域再生協などにお問い合わせください。



お問い合わせ先

栃木県農業再生協議会

JA栃木中央会農業対策部 TEL:028-616-8520

栃木県農政部生産振興課 TEL:028-623-2279

または

※()内は主な連絡先部署名

地域農業再生協議会	連絡先	地域農業再生協議会	連絡先
宇都宮市(宇都宮市農業企画課・農林生産流通課)	028-632-2472	野木町(野木町産業振興課)	0280-57-1202
上三川町(上三川町農政課)	0285-56-9138	矢板市(総合農業振興センター)	0287-40-0268
鹿沼市(鹿沼市農政課)	0289-63-2191	さくら市(さくら市農政課)	028-681-1117
日光市(日光市農政課)	0288-30-3050	塩谷町(塩谷町産業振興課)	0287-45-2213
真岡市(真岡市農業振興センター)	0285-81-3117	高根沢町(高根沢町農業技術センター)	028-676-1441
益子町(JAはが野益子地区営農経済センター)	0285-72-1171	那須烏山市(那須烏山市農政課)	0287-88-7117
茂木町(JAはが野茂木地区営農センター)	0285-63-1249	那珂川町(那珂川町農業再生協議会)	0287-92-1511
市貝町(JAはが野市貝地区営農センター)	0285-68-1314	大田原市(大田原市農政課)	0287-23-4921
芳賀町(JAはが野芳賀・市貝地区営農センター)	028-677-0711	那須塩原市(那須塩原市農務畜産課)	0287-73-5015
栃木市(栃木市農業振興課)	0282-22-8100	那須町(那須町農業再生協議会)	0287-71-2002
壬生町(壬生町農政課)	0282-81-1881	佐野市(佐野市農政課)	0283-20-3043
小山市(JAおやま営農企画課)	0285-33-3211	足利市(足利市農政課)	0284-20-2162
下野市(下野市農政課)	0285-32-8952	【参考】農林水産省関東農政局栃木拠点	028-633-3314